

市内全域

- 都市景観形成地区
 - 歴史的町並み景観形成地区
 - 風景形成地域
- を除く



景観形成基準(大規模建築物等が対象)

一般基準		項目		基準
<ul style="list-style-type: none"> • 大規模建築物等は、個々に建設または築造されるものであるが、完成後は周辺建築物等と一体的な景観として総合的に認識されるものであり、相互間で調整され関連づけられていることが望ましい。そのため、外観の意匠及び色彩については、地域景観に与える違和感や雑然さを軽減するよう努め、全体として調和のとれたものとする。 • うるおいあるまちづくりには、質の高い建築物や緑は重要な要素である。そのため、できるだけ質の高い材料を使用するとともに、快適な生活空間を創出し、緑豊かな美しい景観形成を図るものとする。 				
項目別基準	建築物	意匠	壁面設備	• 給排水管、ダクト等は、外壁面に露出させないように設置する。やむをえず外部に露出する場合は、壁面と同一の色調とする。
			屋上設備	• 通りから見えにくい位置に設置する。 • 壁面を立ち上げるか、又はルーバー等により適当な覆い処置を講ずる。
			屋外階段	• 形態、材料、色彩によって建築物との調和を図る。
		バルコニー ベランダ	• 洗濯物等が通りから直接見えにくい構造、意匠とする。	
	色彩	外壁	<ul style="list-style-type: none"> • 基調となる色は、けばけばしくならないようにする。その範囲は、マンセル表色系において次のとおりとする。 ① R（赤）、Y R（橙）系の色相を使用する場合は、彩度6以下 ② Y（黄）系の色相を使用する場合は、彩度4以下 ③ その他の色相を使用する場合は、彩度2以下 	
	その他	植樹・植栽	• 敷地内の植樹、植栽に努める。	
	工作物	意匠		• 周囲に与える突出感、違和感を軽減するような意匠とする。
		色彩	外壁	<ul style="list-style-type: none"> • 基調となる色は、けばけばしくならないようにする。その範囲は、マンセル表色系において次のとおりとする。 ① R（赤）、Y R（橙）系の色相を使用する場合は、彩度6以下 ② Y（黄）系の色相を使用する場合は、彩度4以下 ③ その他の色相を使用する場合は、彩度2以下 ただし、道路交通法その他の法令に基づき設置するもの及び遊戯施設については、適用しない。
		その他	植樹・植栽	• 敷地内の植樹、植栽に努める。
	高架道路・高架鉄道 横断歩道橋 橋りょう・ご線橋		<ul style="list-style-type: none"> • 周辺景観に調和した意匠、色彩となるよう配慮する。 • 排水管等は見えにくい位置に配置するよう工夫する。 	

市内全域(大規模建築物等)の基準図例

